

徳林権法飲おぬと、高直殿料
法方は権三乃直通 徳林権法上の如
法方是重子申 徳林権法上の如
此の返 法入了知法この法方郷共
此の返 法入了知法この法方郷共
此の返 法入了知法この法方郷共

一初生即之徳志山名地獲村
と今を農業中一と、是は世に於て
法就上と地と由は法に於て
高直仁及弟と上、徳林権法上の
法上の法中記す村、る素本末
余は素本末、有る素本末、
法上の法上の法上の法上の法上の
法上の法上の法上の法上の法上の
法上の法上の法上の法上の法上の
法上の法上の法上の法上の法上の

者夫園を耕作相生取ははて山畑地面
を以てして耕作せしむれば供養の源也
許我如村言ふに凡そ人自之を
斗之餌料有るは積るに中より
利取村に之候に地面お無き先之が
徳儀供養一相生取の業難敷
幸也其の事左に記す如止り
困窮を有るは是乃た是也

一先之が如後村に之を供養と
相生取の業も直に其の業は再
此如し如也

一之を臨十一之に其の事
中志上言ふに如後村に之を
判殊る如し其の事如也
供養の如後村に之を其の事

漢史新考

一 漢書年 居 文 部 在 史 子 部 記 事 年 名

行 者 乃 曰 曰 記 事 卷 海 卷 紀 事 年 名

上 在 武 在 直 至 始 終 紀 事 年 名 年 名

漢 史 新 考

一 漢 書 元 丑 文 上 在 海 也 記 事 年 名

上 在 武 在 直 至 始 終 紀 事 年 名 年 名

上 在 武 在 直 至 始 終 紀 事 年 名 年 名

漢 史 新 考

一 漢 書 元 丑 文 上 在 海 也 記 事 年 名

上 在 武 在 直 至 始 終 紀 事 年 名 年 名

上 在 武 在 直 至 始 終 紀 事 年 名 年 名

漢 史 新 考

上 在 武 在 直 至 始 終 紀 事 年 名 年 名

上 在 武 在 直 至 始 終 紀 事 年 名 年 名

宗及七の法無無法身所なる也此
村の御也法行止し法行法一物
年より法備七と教と不也

長 沢
1924

【本文解説文】

乍恐以書付御願奉申上候

一上叟山田郡桐生領古繩壺万三千石、

御領何ヶ村、御私領何ヶ村、合五十四ヶ村

之儀者乍恐 東照宮様被為遊

御入国候節、御簀絹式千四百拾疋

并御簀竿・御指物竿被為仰付

奉献上候御吉例之地二付、諸役御免二被為

仰付御代、御静謐二相成、正保年中、

桐生新町御陣屋御代官諸星庄兵衛様

御支配之節、右、御簀絹代永二被為仰付、

永三百拾七貫百五十疋、上納仕候所、絹商賣

之地、国々所々数多御座候得共、如此御役永

差上候場所、不奉承知候、万代不易之

御簀絹代永上納仕候御事、難有仕合

奉存候、然ル所、寛文元巳年

館林様御領二相成奉唱御殿料

御公儀様江差上候通 館林様江御上納

仕候、延宝年中 館林様江戸 御城江

被為遊 御入、天和弍年御方郷二相成

候而も、絹役永不相替、年々御上納仕候

御事

一桐生領之儀者山谷地狭之村方二而御座

候得者、農業斗二而者渡世難相成、其上

御献上之地二而御座候得者、蠶并糸織物

商売仕、反別之上二植置候桑も御改之上

御高二結、五十四ヶ村二而桑束六万八千束

余、耆束二付高耆舛、永弍文ツ、御年貢

諸役御上納仕候、其上絹御役永相勤

罷有候所、野州足利領村々方近年織物
殊之外、織出し申候、依之五十四ヶ村之
者共困窮仕候、桐生領之儀者山畑地面
悪敷候得者、耕作斗出情仕候而者渡世
難相成、村方ニ御座候、凡人老入ニ付、三ヶ月
斗之飯料有之候積ニ御座候、野刃足
利郡村々之儀者地面相應ニ而先年方
諸侶（細）作出し、桐生領之者共雜穀買
上来候所ニ御座候、左而已織物相止候而も
困窮二者有御座間敷と奉存候
一先年方絹役料度々被為仰付候所、
桐生領之者とも御願ニ罷出候所御聞濟
御免被成下候
一元禄十一年江戸本石丁紀国屋伊右衛門と
申者、上刃一ヶ国絹役判料奉願上候所
判牒差出し候而者、惣百姓永々難儀
仕候ニ付、御訴訟申上候所、被為遊御聞濟
御免被成下候
一宝曆十辰年武刃兎玉郡本庄宿
伊右衛門、同国同郡臺河岸新五郎と申者
上刃武刃両国絹役料奉願上候其節も
御免被成下候
一天明元丑年、上刃緑野郡金井村
半兵衛、同国同郡新町宿問屋源左衛門、本陣
五左衛門、右之宿共絹役料御願申上候其節も
御免被成下候
一先年、日光山御法會之節、御傳馬
御免之御願、成瀬彦太郎様、倉橋与四郎様、
上刃板鼻宿ニ而御願奉申上候其砌も
御免被成下候

前文之通、御願度々御座候得共、不殘
御免被成下候、惣百姓難有仕合奉存候、
此度も以御慈悲、御聞濟被為遊、野刃
村々織物 御停止之御触法之被
成下候、偏奉願上候様、以上

【本文読み下し】

恐れながら書付もって御願ひ申し上げ奉り候

一上州山田郡桐生領古繩壺万三千石、

御領何か村、御私領何か村、合せ五十四か村

の儀は恐れながら 東照宮様

御入国遊ばせられ候節、御簀絹二千四百拾疋

ならびに御簀竿御指物竿仰せ付かせられ

献上奉り候御吉例の地に付、諸役御免に

仰せ付かせられ御代、御静謐せいひつに相成り、正保年中、

桐生新町御陣屋御代官諸星庄兵衛様

御支配の節、右、御簀絹代永に仰せ付かせられ

永三百十七貫百五十疋、上納仕り候所、絹商売

の地、国々所々あまた数多御座候えども、かくのごとく御役永

差し上げ候場所、承知奉らず候、万代不易の

御簀絹代永上納仕り候御事、有り難く仕合に

存じ奉り候、然る所、寛文元巳年、

館林様御領に相成り御殿料唱え奉り

御公儀様江差上候通 館林様江御上納

仕候、延宝年中 館林様江戸 御城江

御入り遊ばせられ、天和二年、御方郷に相成り

候ても、絹役永相かわらず、年々御上納つかまつり候

御事

一桐生領の儀は山谷地狭の村方にて御座

候えば、農業ばかりにては渡世相成り難く、その上

御献上の地にて御座候えば、蚕ならびに糸織物

商売仕り反別の上に植え置き候桑も御改めの上

御高に結、五十四か村にて桑束六万八千束

あまり、一束に付高一疋、永二文づゝ御年貢

諸役御上納仕り候、その上、絹御役永相勤め

罷り有り候所、野州足利領村々より近年、織物

ことの外、織り出し申し候、之によって五十四か村の者ども困窮仕り候、桐生領の儀は山畑地面

悪しく候えば、耕作ばかり出情仕り候ては渡世

相成り難く、村方に御座候、およそ人一人に付、三か月

ばかりの飯料これ有り候つもりに御座候、野州足

利郡村々の儀は地面相応にて先年より

諸侶（細）作出し、桐生領の者ども雑穀買ひ

上げ来り候所に御座候、左のみ織物相止め候ても

困窮には御座まじく有りと存じ奉り候

一先年より絹役料度々仰せ付かせられ候所、

桐生領の者ども御願いに罷り出候所、御聞き済み

御免成し下され候

一元禄十一年、江戸本石丁紀国屋伊右衛門と

申す者、上州一か国絹役判料願い上げ奉り候所、

判牒差し出し候ては、惣百姓永々難儀

仕り候に付、御訴訟申し上げ候所、御聞き済み遊せられ

御免し成し下され候

一宝暦十辰年、武州児玉郡本庄宿

伊右衛門、同国同郡臺河岸新五郎と申す者

上州武州両国絹役料願い上げ奉り候その節も、

御免し成し下され候

一天明元丑年、上州緑野郡金井村

半兵衛、同国同郡新町宿問屋源左衛門、本陣

五左衛門、右の宿とも絹役料御願い申し上げ候その節も、

御免し成し下され候

一先年、日光山御法会の節、御伝馬

御免しの御願ひ、成瀬彦太郎様、倉橋与四郎様、

上州板鼻宿にて御願ひ申し上げ奉り候その砌も、

御免し成し下され候、

前文の通り、御願ひ度々御座候えども、残らず

御免し成し下され候、惣百姓有り難く仕合存じ奉り候、
この度も御慈悲をもつて、御聞き済み遊せられ、野州
村々織物 御停止の御触法の

成し下され候様、ひとえに願い上げ奉り候、以上

【解説】

今号の文書からは、近世桐生における織物史上、歴史的な事件や事柄が分かるキーワードが多分に要約されている。足利出市に関する追い込まれた桐生の絹買商人たちの窮状が読み取れ参考になるものである。キーワードとしては、「桐生領古縄一万三千石」「五十四ヶ村」「旗絹式千四百拾疋」「代官諸星庄兵衛」「永三百十七貫百五十疋」などとお馴染みの用語である。

また、『桐生市歴史年表』からは、

元禄十一年（一六九八）四月、五十四か村惣代と江戸本石町伊右衛門が上州産絹の運上金徴収請負をめぐり争う。

宝暦十年（一七六〇）、三十六ヶ村が伊左衛門らによる糸絹口銭徴収計画の中止を幕府に願い出る。

天明元年（一七八一）七月、端物、糸、真綿貫目改所の設置に反対し、桐生絹買仲間には糸絹類の不買を、江戸呉服問屋仲間は桐生への出市休止を取り決める。

とそれぞれの裏付けとなるべき事柄が見いだせ、伊右衛門と伊左衛門の語句の誤りも見いだせる結果となつてしまった。毎回、同じようなことを言っています。が、日々、古文書を手にながら当時を考察していくのも古文書の醍醐味とも言えるのではないでしょうか。

【用語解説】

【被為〇〇】（〇〇せられ）…為の用法は複数あり。「語法」として①「なす」と読む。②「なる」と読む。「せらる」と読み、この場合、「…に…される」という意で受け身の形。

【不易】（ふえき・やすからず）…「ふえき」と読むと不変という意味となる。文意からすれば、容易でないという意味。

【結】（ゆい）…古語辞典から「ゆひ」。①領有を示すため、また、立ち入りを禁ずるために標識を結びつけること。②田植えや刈り入れ、藁屋根の吹き替え、川浚いなどの際、互いに労力を貸し合うこと、また、その人々。他に銭を数える場合、一〇〇文を一結ともいう。

【地面】（じぶら）…地味（ちみ）・土地に生じる自然の植物、国内では主に米をいう）とも。この場合、土地（柄）、風土・土壤の意に転じるものか。

【絹組】（きぬろ）…組について、搦み織物の一種。紗と平織を組み合わせた絹

織物。緯(よこ)三本、五本おきに透目すきめをつくる。紋紹・堅紹・紹縮緬すきめなど。夏季の着尺地用。

【而已】(のみ)：くずし字事典の中から特有の読み方をするものの例としてあげられる用語ルビ。国語辞典から「だけ。ばかりという意味」。このような用法は、他にもたくさん列記されている。参考までに、方燈(あんどん)。奈何(いかん)。虚々(うかうか)。要舟(およぎふくべ)。夫然(かくのごとくす)。左右(かれこれ)。如件(くだんのごとし)。希有(けう)。などなど。

【伊右衛門】：仲町に脇本陣飯売旅籠屋「きくや」を営む。中山道の本庄宿では宿村大概帳から大二三・中二四・小二三の七〇軒の旅籠屋があった。大大名の通行の際は、一般の民家も宿舎に充てられた。宿場町として栄えた。

【判牒】(はんちよう)：印判のある訴状、廻状、文書などの類のものか。判取帳か分からないが、一応付記した。

【御免】(ごめん・おゆるし)：文中の前者は「ごめん」と読んだが、この場合、罪・咎(科・とが)を免じる意味で赦免とも。文意からすれば、①承諾する。②願いを聞き入れるの意。

【成瀬彦太郎】：旗本。成瀬彦五郎政明(三百石)の名が確認できる。三河。縁者か

【倉橋与四郎】：与四郎勝尚の名が確認できる。縁者か。百俵。大和。

【触法】(ふれほう)：法令が適用される範囲によって伝達方法は異なるが、法令・命令・指令・指示などの用語がある。解書ふれがき、解沙汰ふれじょう、解状、触留。通達。

引用は『古文書用語辞典』(柏書房)・『古語林』(大修館書店)・『漢和辞典』(旺文社)・『埼玉県の地名』(平凡社)・『寛政譜以降旗本家百科事典』(東洋書林)ほか

【本文解説文】

乍恐以書付御願奉申上候

一上叟山田郡桐生領古繩壹万三千石、
御領何ヶ村、御私領何ヶ村、合五十四ヶ村
之儀者乍恐 東照宮様被為遊

御入国候節、御簀絹式千四百拾疋
并御簀竿・御指物竿被為仰付

奉献上候御吉例之地ニ付、諸役御免ニ被為

仰付御代、御静謐ニ相成、正保年中、

桐生新町御陣屋御代官諸星庄兵衛様

御支配之節、右、御簀絹代永ニ被為仰付、

永三百拾七貫百五十疋、上納仕候所、絹商賣
之地、国々所々数多御座候得共、如此御役永

差上候場所、不奉承知候、万代不易之

御簀絹代永上納仕候御事、難有仕合

奉存候、然ル所、寛文元巳年

館林様御領ニ相成奉唱御殿料

御公儀様江差上候通 館林様江御上納

仕候、延宝年中 館林様江戸 御城江

被為遊 御入、天和弍年御方郷ニ相成

候而も、絹役永不相替、年々御上納仕候

御事

一桐生領之儀者山谷地狭之村方ニ而御座
候得者、農業斗ニ而者渡世難相成、其上
御献上之地ニ而御座候得者、蠶并糸織物
商売仕、反別之上ニ植置候桑も御改之上
御高二結、五十四ヶ村ニ而桑束六万八千束
余、耆束ニ付高耆舛、永弍文ツ、御年貢
諸役御上納仕候、其上絹御役永相勤

罷有候所、野州足利領村々方近年織物
殊之外、織出し申候、依之五十四ヶ村之
者共困窮仕候、桐生領之儀者山畑地面
悪敷候得者、耕作斗出情仕候而者渡世
難相成、村方ニ御座候、凡人壱人ニ付、三ヶ月
斗之飯料有之候積ニ御座候、野刃足
利郡村々之儀者地面相應ニ而先年方
諸侶（細）作出し、桐生領之者共雜穀買
上来候所ニ御座候、左而已織物相止候而も
困窮二者有御座間敷と奉存候

一先年方絹役料度々被為仰付候所、
桐生領之者とも御願ニ罷出候所御聞濟
御免被成下候

一元禄十一年江戸本石丁紀国屋伊右衛門と
申者、上刃一ヶ国絹役判料奉願上候所
判牒差出し候而者、惣百姓永々難儀
仕候ニ付、御訴訟申上候所、被為遊御聞濟
御免被成下候

一宝曆十辰年武刃児玉郡本庄宿
伊右衛門、同国同郡臺河岸新五郎と申者
上刃武刃両国絹役料奉願上候其節も
御免被成下候

一天明元丑年、上刃緑野郡金井村
半兵衛、同国同郡新町宿問屋源左衛門、本陣
五左衛門、右之宿共絹役料御願申上候其節も
御免被成下候

一先年、日光山御法會之節、御傳馬
御免之御願、成瀬彦太郎様、倉橋与四郎様、
上刃板鼻宿ニ而御願奉申上候其砌も
御免被成下候

前文之通、御願度々御座候得共、不殘
御免被成下候、惣百姓難有仕合奉存候、
此度も以御慈悲、御聞濟被為遊、野刃
村々織物 御停止之御触法之被
成下候、偏奉願上候様、以上

【本文読み下し】

恐れながら書付もって御願ひ申し上げ奉り候

一上州山田郡桐生領古縄壺万三千石、

御領何か村、御私領何か村、合せ五十四か村

の儀は恐れながら 東照宮様

御入国遊ばせられ候節、御簀絹二千四百拾疋

ならびに御簀竿御指物竿仰せ付かせられ

献上奉り候御吉例の地に付、諸役御免に

仰せ付かせられ御代、御静謐せいひつに相成り、正保年中、

桐生新町御陣屋御代官諸星庄兵衛様

御支配の節、右、御簀絹代永に仰せ付かせられ

永三百十七貫百五十疋、上納仕り候所、絹商売

の地、国々所々あまた数多御座候えども、かくのごとく御役永

差し上げ候場所、承知奉らず候、万代不易の

御簀絹代永上納仕り候御事、有り難く仕合に

存じ奉り候、然る所、寛文元巳年、

館林様御領に相成り御殿料唱え奉り

御公儀様江差上候通 館林様江御上納

仕候、延宝年中 館林様江戸 御城江

御入り遊ばせられ、天和二年、御方郷に相成り

候ても、絹役永相かわらず、年々御上納つかまつり候

御事

一桐生領の儀は山谷地狭の村方にて御座

候えば、農業ばかりにては渡世相成り難く、その上

御献上の地にて御座候えば、蚕ならびに糸織物

商売仕り反別の上に植え置き候桑も御改めの上

御高に結、五十四か村にて桑束六万八千束

あまり、一束に付高一疋、永二文づゝ御年貢

諸役御上納仕り候、その上、絹御役永相勤め

罷り有り候所、野州足利領村々より近年、織物

ことの外、織り出し申し候、之によって五十四か村の者ども困窮仕り候、桐生領の儀は山畑地面

悪しく候えば、耕作ばかり出情仕り候ては渡世

相成り難く、村方に御座候、およそ人一人に付、三か月

ばかりの飯料これ有り候つもりに御座候、野州足

利郡村々の儀は地面相応にて先年より

諸侶（細）作出し、桐生領の者ども雑穀買ひ

上げ来り候所に御座候、左のみ織物相止め候ても

困窮には御座まじく有りと存じ奉り候

一先年より絹役料度々仰せ付かせられ候所、

桐生領の者ども御願いに罷り出候所、御聞き済み

御免成し下され候

一元禄十一年、江戸本石丁紀国屋伊右衛門と

申す者、上州一か国絹役判料願い上げ奉り候所、

判牒差し出し候ては、惣百姓永々難儀

仕り候に付、御訴訟申し上げ候所、御聞き済み遊せられ

御免し成し下され候

一宝暦十辰年、武州児玉郡本庄宿

伊右衛門、同国同郡臺河岸新五郎と申す者

上州武州両国絹役料願い上げ奉り候その節も、

御免し成し下され候

一天明元丑年、上州緑野郡金井村

半兵衛、同国同郡新町宿問屋源左衛門、本陣

五左衛門、右の宿とも絹役料御願い申し上げ候その節も、

御免し成し下され候

一先年、日光山御法会の節、御伝馬

御免しの御願い、成瀬彦太郎様、倉橋与四郎様、

上州板鼻宿にて御願い申し上げ奉り候その砌も、

御免し成し下され候、

前文の通り、御願い度々御座候えども、残らず

御免し成し下され候、惣百姓有り難く仕合存じ奉り候、
この度も御慈悲をもつて、御聞き済み遊せられ、野州
村々織物 御停止の御触法の

成し下され候様、ひとえに願い上げ奉り候、以上

【解説】

今号の文書からは、近世桐生における織物史上、歴史的な事件や事柄が分かるキーワードが多分に要約されている。足利出市に関する追い込まれた桐生の絹買商人たちの窮状が読み取れ参考になるものである。キーワードとしては、「桐生領古縄一万三千石」「五十四ヶ村」「旗絹式千四百拾疋」「代官諸星庄兵衛」「永三百十七貫百五十疋」などとお馴染みの用語である。

また、『桐生市歴史年表』からは、

元禄十一年（一六九八）四月、五十四か村惣代と江戸本石町伊右衛門が上州産絹の運上金徴収請負をめぐり争う。

宝暦十年（一七六〇）、三十六ヶ村が伊左衛門らによる糸絹口銭徴収計画の中止を幕府に願ひ出る。

天明元年（一七八一）七月、端物、糸、真綿貫目改所の設置に反対し、桐生絹買仲間糸絹類の不買を、江戸呉服問屋仲間は桐生への出市休止を取り決める。

とそれぞれの裏付けとなるべき事柄が見いだせ、伊右衛門と伊左衛門の語句の誤りも見いだせる結果となつてしまった。毎回、同じようなことを言っています。が、日々、古文書を手にながら当時を考察していくのも古文書の醍醐味とも言えるのではないでしょうか。

【用語解説】

【被為〇〇】（〇〇せられ）…為の用法は複数あり。「語法」として①「なす」と読む。②「なる」と読む。「せらる」と読み、この場合、「…に…される」という意で受け身の形。

【不易】（ふえき・やすからず）…「ふえき」と読むと不変という意味となる。文意からすれば、容易でないという意味。

【結】（ゆい）…古語辞典から「ゆひ」。①領有を示すため、また、立ち入りを禁ずるために標識を結びつけること。②田植えや刈り入れ、藁屋根の吹き替え、川浚いなどの際、互いに労力を貸し合うこと、また、その人々。他に銭を数える場合、一〇〇文を一結ともいう。

【地面】（じぶら）…地味（ちみ）・土地に生じる自然の植物、国内では主に米をいう）とも。この場合、土地（柄）、風土・土壤の意に転じるものか。

【紹】（ろ）…紹について、搦み織物かの一種。紗と平織を組み合わせた絹織物。

緯(よこ)三本、五本おきに透目すきめをつくる。紋紹・堅紹・紹縮緬すくもなど。夏季の着尺地用。

【而已】(のみ)：くずし字事典の中から特有の読み方をするものの例としてあげられる用語ルビ。国語辞典から「だけ。ばかりという意味」。このような用法は、他にもたくさん列記されている。参考までに、方燈(あんどん)。奈何(いかん)。虚々(うかうか)。要舟(およぎふくべ)。夫然(かくのごとくす)。左右(かれこれ)。如件(くだんのごとし)。希有(けう)。などなど。

【伊右衛門】：仲町に脇本陣飯売旅籠屋「きくや」を営む。中山道の本庄宿では宿村大概帳から大二三・中二四・小二三の七〇軒の旅籠屋があった。大大名の通行の際は、一般の民家も宿舎に充てられた。宿場町として栄えた。

【判牒】(はんちよう)：印判のある訴状、廻状、文書などの類のものか。判取帳か分からないが、一応付記した。

【御免】(ごめん・おゆるし)：文中の前者は「ごめん」と読んだが、この場合、罪・咎(科・とが)を免じる意味で赦免とも。文意からすれば、①承諾する。②願いを聞き入れるの意。

【成瀬彦太郎】：旗本。成瀬彦五郎政明(三百石)の名が確認できる。三河。縁者か

【倉橋与四郎】：与四郎勝尚の名が確認できる。縁者か。百俵。大和。

【触法】(ふれほう)：法令が適用される範囲によって伝達方法は異なるが、法令・命令・指令・指示などの用語がある。解書ふれがき、解沙汰ふれじょう、解状、触留。通達。

引用は『古文書用語辞典』(柏書房)・『古語林』(大修館書店)・『漢和辞典』(旺文社)・『埼玉県の地名』(平凡社)・『寛政譜以降旗本家百科事典』(東洋書林)ほか